

報告第 25 号

市内中学生の熱中症による死亡事案について

市内中学生の熱中症による死亡事案について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 6 条第 5 号の規定により、下記のとおり報告する。

平成 28 年 8 月 22 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

記

市内中学生の熱中症による死亡事案の経過と今後の取組について